

平成27年度
定期監査報告書
(第1回)

大網白里市監査委員

監 第 3 0 5 号
平成27年11月30日

大 網 白 里 市 長	金 坂 昌 典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長	花 澤 房 義 様
大 網 白 里 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	吉 野 佳 征 様
大 網 白 里 市 農 業 委 員 会 会 長	八 木 優 志 様

大網白里市監査委員 大島 有紀子
同 加藤岡 美佐子

平成27年度定期監査（第1回）の結果報告について
地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第
9項の規定により次のとおり提出します。

定期監査報告

1. 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取期日	
会計課・地域づくり課・総務課（選挙管理委員会含む）	10月	21日
子育て支援課（保育所含む）・企画政策課・財政課・農業委員会		22日
市民課（白里出張所含む）・健康増進課・税務課		23日

2. 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

ただし、必要がある場合は、上記期間以外も対象とした。

3. 監査の期間

平成27年10月8日から平成27年11月12日まで

4. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に添ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されているが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

(財政課)

公有財産の適正管理について

市財務規則第259条第1項によると、財政課長は、行政財産及び普通財産の分類に従い、公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならないとされている。

しかしながら、南今泉2850番地1に「忠魂碑」が設置されている市有地のコンクリート杭を撤去する工事を監査したところ、当該市有地が今回の定期監査資料である不動産貸付状況調書に記載されていなかったことや、財産台帳土地総括表の貸借状況や占有の有無欄に記載漏れがあったことが見受けられた。

公有財産の台帳管理については、規則に基づき適正に行われたい。

業務委託契約約款について

建設工事請負契約書の条項となる建設工事請負契約約款には、瑕疵担保に関する規定が記されている。

しかしながら、業務委託契約書の条項となる業務委託契約約款には、瑕疵担保に関する規定が記されていないことが見受けられた。

建設工事等について、設計を業務委託し、その設計に基づき工事等を施工するにあたり、当初予定していた施工方法等に変更が生じ契約金額が増額する場合には、その変更となった瑕疵が設計委託業者にあることが起こり得ることから、業務委託契約約款に瑕疵担保の条項を加えるよう検討されたい。

(農業委員会)

食糧費（弁当代）の支出について

農業委員関係事務費については、午後の会議に出席する農業委員会委員に弁当を用意し、公費を支出しているところが見受けられたが、そもそも報酬を支給している農業委員会委員に、昼食代（弁当）を支出する必要があるのか疑問であり、食糧費の支出については、その必要性・相当性を考慮し、適正に支給されたい。

会長交際費について

交際費に関する行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）によると、交際費とは一般的に対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費とされている。

しかしながら、農業委員会会長の交際費については、農業委員会冠婚葬祭慶弔慰見舞規程はあるものの対外的な支出規程はなく、実績について監査したところ、会員や元会員等への支出のみが見受けられた。

また、農業委員会会長の交際費については、これまでの実績からも、その行政執行のため、外部との交際の必要性そのものに疑問があり、見直しを検討されたい。

(子育て支援課)

学童保育事業利用料の時効について

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めのあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅するとされている。

しかしながら、学童保育事業利用料の滞納繰越分について監査した結果、時効の中断による日数を考慮し、法定納期限及び最終納付日の翌日から起算したところ、既に5年を経過している滞納繰越額433,000円が見受けられたが、これらの市の債権は、時効により消滅しているものである。

今後は、利用者の公平を保つためにも、法に基づき適正な債権管理を行われたい。

(地域づくり課)

区長会主催による県外視察研修職員随行負担金について

職員の旅費に関する条例第3条第1項によると、職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給することとされている。

しかしながら、区長会主催による県外視察研修に、公務として随行する職員2名分について、負担金名下に一人あたり5,000円を支出していたことが見受けられた。

その行程等からして5,000円を超える費用は、区長会が負担しており、そのことは当該超える部分について、職員が財政援助団体から利益を受けているとも見うるものである。

公務による旅行のための旅費については、条例等に基づき適正に行われるとともに、特に、財政援助団体への職員の随行については必要性について十分検討され、いやしくも利益供与がないようにその実施について見直しを図られたい。

区長会運営費補助金について

地方自治法第232条の2によると、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされているが、財政援助団体へ補助金を交付することに対し、適正化及び効率化を図るためには、条例や規則の制定は勿論のこと、交付基準・要綱等の整備も必要不可欠である。

しかしながら、区長会運営費補助金については、用途を明確にした交付基準・要綱等が策定されていないことから、宴会費、その他飲食代を含む視察研修費821,907円に対し、351,907円が補助金として充てられていた。

今後、「知識の向上と区長相互の親睦のための研修会及び視察旅行の実施」を補助対象とする補助金の支出については、必要性について再検討されたい。

意見

区長会運営費補助金における交付基準や要綱等の策定に向けて検討されたい。

区長等及び区長会については、区長会に対する財政援助及び区長等の報酬に関し、市民の自治組織の公平性を考慮し、研究されたい。